

情報開示

**サンワード貿易株式会社**  
**(平成19年3月版)**

## 【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「営業所の状況」 当社営業所の所在地等を記載しています。
- 「財務の概要」 平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取り巻く環境」  
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」  
当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」  
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

#### ( a ) 純資産額規制比率

$$\text{純資産額} ( * ) / \text{リスク額} ( * ) \times 100$$

( \* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めると

ころにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\text{純資産額}(\ast) / \text{資本金額} \times 100$$

( \* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 ( a ) の純資産額とは計算が異なります。 )

資本金に対する純資産の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\text{自己資本} / \text{資本金額} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額}(\ast) \times 100$$

( \* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。 )

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\text{負債合計額} / \text{純資産額}(\ast) \times 100$$

( \* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 ( a ) の純資産額とは計算が異なります。 )

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### 会社名等

商品取引員名 サンワード貿易株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 古谷 敏明  
 所在地 札幌市中央区大通西8丁目2番地6  
 電話番号 011-221-5311

### 会社の沿革

当社は、昭和39年9月に設立された「北海道明治物産株式会社」を前身とし、昭和50年5月に商号を「サンワード貿易株式会社」に変更した会社であります。

年 月	概 要
昭和39年7月	商品先物取引の受託業務を目的として、北海道明治物産株式会社を札幌市南3条西6丁目3番地に創業。帯広支店開設。 北海道穀物商品取引所の仲買人登録。資本金30,000,000円。
昭和41年5月	本社を「札幌市南4条西7丁目4番地1」に移転。
昭和43年12月	資本金を45,000,000円に増額。
昭和46年1月	農林大臣より、許可制移行に伴い北海道穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和50年2月	資本金を90,000,000円に増額。
昭和50年3月	本社を「札幌市中央区大通西4丁目6番1」に移転。
昭和50年5月	商号を「サンワード貿易株式会社」に変更。
昭和51年1月	旭川支店、苫小牧支店2支店開設。
昭和51年7月	資本金を108,000,000円に増額。
昭和51年8月	帯広支店移転。
昭和52年1月	資本金を162,000,000円に増額。
昭和52年2月	農林水産大臣より、東京砂糖取引所砂糖市場の許可を受ける。 新宿支店開設。
昭和53年11月	苫小牧支店廃止。
昭和54年10月	新宿支店移転。
昭和55年11月	本社を「札幌市中央区南1条西12丁目322番地」に移転。
昭和57年6月	本社を「札幌市中央区大通西4丁目6番1」に移転。
昭和57年10月	資本金を212,000,000円に増額。
昭和59年2月	旭川支店移転。
昭和60年3月	仙台支社開設。
昭和60年12月	通商産業大臣より、東京工業品取引所綿糸市場・生糸市場の許可を受ける。
昭和61年11月	農林水産大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場の許可を受ける。 新宿支店移転。
昭和61年12月	通商産業大臣より、東京工業品取引所ゴム市場の許可を受ける。 新宿支店を東京支社に名称変更。
昭和63年12月	農林水産大臣より、前橋乾繭取引所繭糸市場の許可を受ける。

	東京支社移転。
平成元年 2月	上野支店開設。
平成元年 7月	資本金を 265,830,000 円に増額。
平成元年 8月	仙台支社移転。
平成 2年 5月	資本金を 318,996,000 円に増額。
平成 2年 12月	資本金を 326,000,000 円に増額。
平成 3年 5月	資本金を 391,200,000 円に増額。
平成 3年 8月	農林水産大臣より、横浜生糸取引所繭糸市場の許可を受ける。
平成 3年 9月	通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場の許可を受ける。
平成 4年 5月	資本金を 469,440,000 円に増額。
平成 5年 6月	資本金を 564,000,000 円に増額。
平成 5年 10月	帯広支店移転。
平成 6年 4月	上野支店廃止。
平成 6年 6月	資本金を 676,731,500 円に増額。
平成 6年 8月	仙台支社移転。
平成 8年 2月	福岡支店開設。
平成 8年 3月	農林水産大臣より、関門商品取引所農産物市場の許可を受ける。
平成 8年 7月	通商産業大臣より、名古屋繊維取引所綿糸市場の許可を受ける。
平成 8年 10月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所ゴム市場、天然ゴム指数市場の許可を受ける。
	大阪支社開設。
平成 9年 4月	通商産業大臣より、東京工業品取引所アルミニウム市場の許可を受ける。
	名古屋支店開設。
平成 9年 10月	通商産業大臣より、大阪繊維取引所アルミニウム市場の許可を受ける。
平成 9年 12月	大蔵省北海道財務局長より、金融先物取引業の許可を受ける。
平成 10年 5月	飯田橋支店開設。
平成 10年 7月	農林水産大臣より、関西商品取引所農産物・飼料指数市場の許可を受ける。
平成 11年 2月	東京工業品取引所毛糸市場廃止。
平成 11年 5月	不動産賃貸業開始。
平成 11年 6月	通商産業大臣より、東京工業品取引所石油市場における受託の許可を受ける。
平成 11年 7月	資本金を 792,171,500 円に増額。
平成 11年 11月	農林水産大臣より、中部商品取引所畜産物市場における受託の許可を受ける。
平成 12年 1月	通商産業大臣より、中部商品取引所石油市場における受託の許可を受ける。
平成 12年 5月	資本金を 1,000,000,000 円に増額。
平成 12年 8月	東京工業品取引所綿糸市場廃止。
平成 13年 2月	中部商品取引所綿糸市場の受託業務廃止。
平成 13年 3月	農林水産大臣、経済産業大臣、金融庁長官より、商品投資販売業の許可を受ける。 本社を「札幌市中央区大通西 8 丁目 2 番地 6」に移転。
平成 13年 5月	農林水産大臣より、横浜商品取引所農産物市場における受託の許可を受ける。
平成 14年 6月	農林水産大臣より、関西商品取引所水産物市場における受託の許可を受ける。
平成 14年 8月	横浜支店開設。

平成 14 年 9 月	経済産業大臣より、大阪商品取引所ニッケル市場における受託の許可を受ける。
平成 14 年 11 月	横浜商品取引所繭糸市場の受託業務廃止。
平成 14 年 12 月	財務省北海道財務局長より、金融先物取引業の更新許可を受ける。
平成 16 年 12 月	旭川支店廃止。
平成 17 年 3 月	農林水産大臣、経済産業大臣より、改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける。
平成 17 年 10 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場の受託業務を追加。
平成 17 年 12 月	金融先物取引業を廃業。
平成 18 年 4 月	東京穀物商品取引所が横浜商品取引所を吸収合併。
平成 18 年 5 月	関西商品取引所の受託会員退会。
平成 18 年 11 月	福岡支店廃止。
平成 18 年 12 月	関西商品取引所が福岡商品取引所を吸収合併。
平成 18 年 12 月	生命保険代理店業務開始。
平成 19 年 1 月	中部商品取引所が大阪商品取引所を吸収合併。 商品投資販売業を廃業。
平成 19 年 2 月	横浜支店廃止。

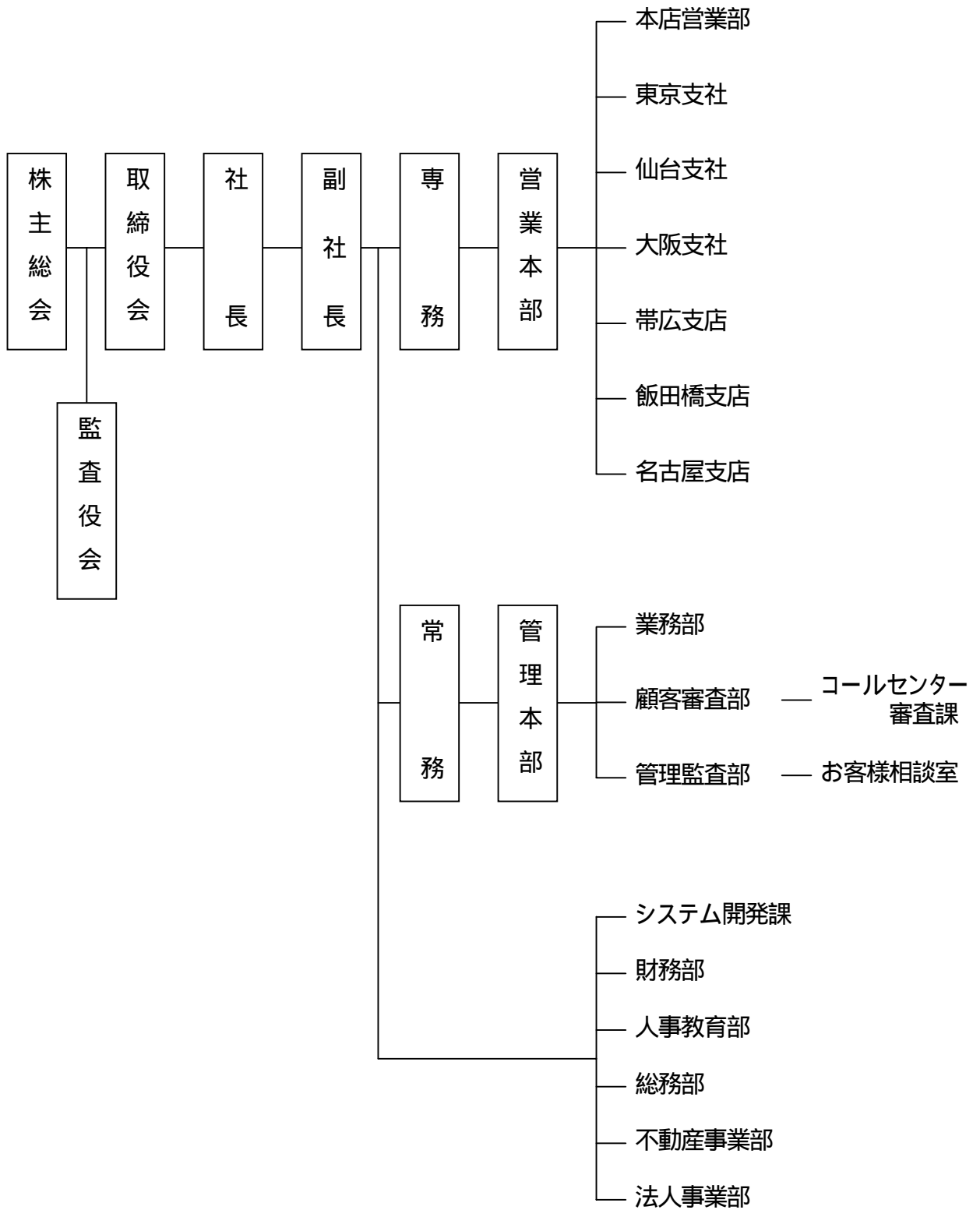
#### 会社の目的

- 1) 国内及び海外商品取引所上場商品並びに上場商品指数の売買と受託業務及びその取次ぎ
- 2) 商品取引所法の適用を受ける農林産物、畜産物、水産物及び鉱物とこれらの加工製造品、精練・精製品の売買及びその取次ぎ
- 3) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業
- 4) 金融先物取引法に定める通貨及び金融指標に関わる先物取引及びオプション取引等、金融先物取引所の上場商品の売買とその受託、媒介、取次ぎ及び代理
- 5) 外国為替取引業
- 6) 不動産の売買とその取次ぎ、並びに不動産の賃貸及び管理
- 7) 生命保険の募集に関する業務並びに損害保険代理店業務
- 8) 前各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

事業の内容

(1) 経営組織図



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引(商品先物取引、現金決済、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という。)を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号)平成17年3月18日 農林水産省指令16総合第1870号

経済産業省平成17・03・16商第1号

	農産物	砂糖	畜産物	貴金属	ゴム	アルミニウム	石油	天然ゴム指数	ニッケル	鉄スクラップ	上場商品名
東京穀物商品取引所	○										小豆、一般大豆、とうもろこし、NON-GMO大豆、大豆・とうもろこしオプション、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆ミール、生糸、野菜
		○									粗糖、精糖、粗糖オプション
関西商品取引所	○										小豆、米国産大豆、とうもろこし、プロイラー、大豆ミール
東京工業品取引所				○							金、銀、白金、パラジウム
					○						ゴム
						○					アルミニウム
中部大阪商品取引所							○				ガソリン、灯油、原油
							○				ガソリン、灯油、軽油
			○								鶏卵
										○	鉄スクラップ
					○						RSS3号、TSR20
						○					アルミニウム
								○			天然ゴム指数
								○		ニッケル	

○: 受託業務

ロ．商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務です。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

b) 従たる業務

- ・不動産賃貸業
- ・生命保険及び損害保険代理店業

営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	北海道札幌市中央区大通西8丁目2番地6	011-221-5311
東京支社	東京都新宿区下宮比町3番2号	03-3260-0211
仙台支社	宮城県仙台市青葉区本町2丁目16番10号	022-211-5211
大阪支社	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番16号	06-6345-8011
帯広支店	北海道帯広市西2条南9丁目17番地	0155-24-6121
飯田橋支店	東京都新宿区揚場町2番14号	03-3267-0311
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目8番10号	052-583-9811

財務の概要 (平成19年3月決算期)

項 目	金 額
(a) 資本金	1,000,000 千円
(b) 純資産額*1	7,721,726 千円
(c) 総資産額	12,975,212 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	7,277,971 千円 (5,539,312 千円)
(e) 経常利益	572,381 千円
(f) 当期純利益	512,200 千円

\*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。また、同法第193条第2項に基づく施行規則第81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円以上であります。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 1,481,152 株（平成19年3月31日現在 自己株式は含みません。）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	所 有 株 式 数 (単位：千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（単位：%）
古 谷 敏 明	345	23.3
株式会社加藤経済研究所	248	16.7
加 藤 和 代	164	11.0
原 田 巳 咲	110	7.4
サンワード貿易互助会	97	6.5
サンワード貿易社員持株会	88	5.9
菅 野 和 己	82	5.5
加 藤 幸 男	79	5.3
水 上 友 夫	69	4.6
アサヒ経済株式会社	58	3.9

⑨役員状況

氏名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 社 長	古 谷 敏 明 昭和20年5月4日	千株 345
取 締 役 副 社 長	菅 野 和 己 昭和21年7月15日	82

取締役 専務	水上友夫 昭和23年10月1日	69
取締役 常務	菊池一元 昭和25年1月1日	15
取締役	依田年晃 昭和31年11月27日	20
取締役	林成男 昭和20年6月1日	—
取締役	水上和彦 昭和26年7月20日	11
取締役	稲垣雄一 昭和28年5月4日	5
取締役	藤井久夫	1

	昭和26年8月21日	
取締役	小西英治 昭和22年3月21日	27
取締役	佐藤浩 昭和21年9月29日	7
取締役	山田輝幸 昭和28年8月12日	2
監査役 (常勤)	寺前龍雄 昭和15年12月17日	—
監査役 (非常勤)	加藤和代 昭和23年1月3日	164
監査役 (非常勤)	遠藤進 昭和4年8月27日	—
計	15名	748

- (注) 1. 監査役加藤和代、遠藤進は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。  
2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

## 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業	非 営 業
		男	女		
従 業 員 数	382 人	332 人	50 人	296 人	86 人
平 均 年 齢	32 歳	33 歳	27 歳	31 歳	35 歳
平均勤続年数	8 年	8 年	4 年	7 年	10 年
外 務 員 数	327 人	311 人	16 人		

- (注) 1. 従業員数には、役員・臨時従業員・嘱託社員は含まれて居りません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

## 決算後に生じた会社の状況に関する重要な事項

### ・平成 19 年 6 月 29 日 役員就任

代表取締役会長 古 谷 敏 明  
 代表取締役社長 依 田 年 晃  
 常勤監査役 小 西 英 治  
 社外監査役 加 我 稔

### ・平成 19 年 6 月 29 日 役員辞任

取締役副社長 菅 野 和 己  
 取締役専務 水 上 友 夫  
 取 締 役 林 成 男  
 取 締 役 水 上 和 彦  
 取 締 役 山 田 輝 幸  
 常勤監査役 寺 前 龍 雄  
 社外監査役 遠 藤 進

- ・平成 19 年 6 月 29 日 東京支社を東京本部に呼称変更  
 仙台支社を仙台支店に名称変更

## 2. 営業の状況

### 営業方針

当社の営業方針は、商品先物取引がハイリスクであるとの特性から受託業務については、原則として対面営業（顧客と営業マンとの1対1の対話）によることとしております。当社で取引をしようとするお客様は、営業社員から取引に必要な事項等についての説明を受け、取引の危険性や内容・仕組みなどを理解したうえで取引を開始していただきます。このため当社では、全営業社員に対して毎年コンプライアンス研修を実施し、法令遵守等の徹底を図っております。平成18年度は、「受託業務管理規則」の再確認、主務省が実施した「法令遵守状況の一斉点検について」をテーマに研修を行いました。また、昨年度からパソコンや携帯電話で閲覧できるリアルタイムマーケット情報提供サービスを開始し、同サービスの利用を希望されるお客様に対しては、無料で提供しています。

### 当社及び当業界を取り巻く環境

わが国の景気回復期は、高度成長期の「いざなぎ景気」を超え、さらに回復基調が持続すると見られています。これは、設備投資の増加と堅調な対米・対中輸出、企業収益の改善などが要因とみられていますが、一部には米国経済の減速や個人消費の低迷から景気回復の足踏みを懸念する声もあります。良くも悪くも外需次第という側面を併せ持っていますが、今後も景気回復が続く、企業業績が好調に推移すると予測されています。

また、公示地価の全国平均が16年ぶりに上昇に転じ、バブル崩壊後、長らく続いた土地デフレから脱却したとの見方もあります。

一方、当業界においては、前年に続き出来高の大幅減少により取引員の破産や自主廃業を決める取引員が相次いだ他、商品取引所についても7取引所から4取引所に集約される等、商品先物取引業界は大変革の時代を迎えようとしています。

### 営業の経過及び成果

わが国の景気拡大が続く中であって、当業界は低迷から脱せず、国内全取引所の総売買高が8,510万余と前年比21.06%減で前年に引き続き大きく落ち込む結果となっております。

このような環境のなか、当社の今期手数料収入は55億3,931万円余と大幅に落ち込みましたが、商品先物取引の売買益は14億4,937万円余となっております。また、不動産賃貸部門では、前年度比微減の2億8,928万円余とこちらは安定した売上高となっております。

一方、一般管理費は70億1,918万円余、営業利益は2億5,878万円、営業外収益3億6,676万円を加えた経常利益5億7,238万円余となりました。

この結果、税引き後の当期純利益は、5億1,220万円余となりました。

(1)受取手数料 [期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日]

(単位：千円)

商品市場名	金額
商品先物取引	
農産物市場	1,788,701
貴金属市場	1,300,300

石 油 市 場	2,136,613
ゴ ム 市 場	161,735
天然ゴム指数 市 場	29
砂 糖 市 場	151,171
アルミニウム 市 場	199
畜 産 物 市 場	564
小 計	5,539,312
オプション取引	-
商品ファンド	-
合 計	5,539,312

- (注) 1.消費税は含まれておりません。  
2.千円未満は四捨五入して表示しております。

(2)売買損益 [期間:平成18年4月1日~平成19年3月31日] (単位:千円)

商 品 市 場 名	金 額
商品先物取引	
農 産 物 市 場	345,984
貴 金 属 市 場	35,732
石 油 市 場	931,032
ゴ ム 市 場	20,979
天然ゴム指数 市 場	54
砂 糖 市 場	110,956
アルミニウム 市 場	73
畜 産 物 市 場	6
小 計	1,444,550
商品売買損益	4,822
その他売買損益	-
合 計	1,449,372

- (注) 1.商品先物取引の売買損益は、オプションに係る金額を含めて計算しております。  
2.消費税は含まれておりません。  
3.千円未満は四捨五入して表示しております。

(3) 売買高 [期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日]

(単位：枚)

商品市場名	委託	自己	合計
農産物市場	1,167,840	183,497	1,351,337
貴金属市場	414,632	122,539	537,171
石油市場	2,123,949	388,408	2,512,357
ゴム市場	107,324	40,272	147,596
天然ゴム指数市場	15	7	22
ニッケル市場	0	0	0
砂糖市場	44,464	12,180	56,644
アルミニウム市場	64	7	71
農産物・飼料指数市場	0	0	0
水産物市場	0	0	0
鉄スクラップ市場	0	0	0
畜産物市場	282	4	286
合計	3,858,570	746,914	4,605,484

(注) 受渡しによる決済数量は含まれて居りません。

#### 会社の対処すべき課題

改正商品取引所法の施行以来、商品先物の出来高が大きく減少、商品取引員の破産や自主廃業などが相次ぎ、商品取引所も4取引所に集約される中、商品先物取引業界は非常に厳しい転換期に直面しています。

今年9月、証券取引法が改廃され、新たに金融商品取引法が施行されますが、この法律は、多様な金融商品を包括的、横断的に規制し、証券取引法や投資信託法、金融先物取引法などの金融関連法の統合を目指しています。これに伴い、商品先物取引法施行令が一部改正され、金融商品取引法と同等の規制が行われるため、当業界を取り巻く環境は、一段と厳しくなることが予測されています。

また、当業界を巡る情勢は、委託者保護と国際競争力の強化という大きな流れが押し寄せ、その対応も迫られるところであります。

当社では、従前よりコンプライアンスを経営の重点課題として取り組んでおりますが、今後さらなるコンプライアンスの強化を図るとともに、営業資産の拡充、経営合理化による体力の強化に取り組んでまいります。

「法令遵守と収益確保」という二つの目的を追うべく、商品取引業界と取り巻く環境が厳しい中、当社では内部統制を強化し、経営トップから末端社員に至るまでコンプライアンスの周知、習熟を図りつつ、営業収益の向上を目指す柔軟で力強い組織作りを目指します。

## 受託業務管理規則

### 【目的】

第1条 この規則は、委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定めたものである。

### 【規則の制定及び改正】

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

### 【商品先物取引不適格者の参入防止】

第3条 商品先物取引への不適格者の参入を防止するため、次に掲げる者に対しては、一切の勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 未成年者。
  - (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人。
  - (3) 精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者。
  - (4) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
  - (5) 破産者で復権を得ない者。
  - (6) 借入金で取引を行おうとする者。
  - (7) その他、商品先物取引を行うについての適格性に欠ける者。
- 2 次に掲げる者は商品先物取引の不適格者に準ずる者として、原則として勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、次項に定める要件を満たした場合はこの限りでない。
- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者。(年金等の収入が収入全体の過半を占めている者。)
  - (2) 一定の収入を有しない者。(年収500万円未満の者。)
  - (3) 投資可能資金額を超える取引を行おうとする者。(投資可能資金額については、第4条第2項で定める。)
  - (4) 一定の高齢者。(満75歳以上の者。)
  - (5) 日本語による意思疎通ができない者。(日本国内に長期間滞在し、日本語の読み書きに精通している者は除く。)
  - (6) 長期入院患者及びこれに準ずる者。
- 3 前項に該当する顧客が適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、次の例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の本人自筆の申出書がある場合に限り、第10条第2項に定める総括管理責任者が受託を認めるものとする。
- (1) 年金等で生計をたてている者及び一定の収入を有しない者については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
  - (2) 投資可能資金額を超える取引を行おうとする者については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失しても生活に支障のない範囲であり、かつ新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
  - (3) 一定の高齢者については、取引を行うにふさわしい投資経験(直近3年以内に延べ90日以上証券信用取引等レバレッジ性のある取引経験)があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確、かつ、十分に理解していること。

- 4 前項に該当しない高齢者であっても、損失を被っても生活に支障のない範囲の投資可能資金額であること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を理解している場合限り、受託を認めるものとする。
- 5 本条各項に該当しない者であっても、第10条第2項の総括管理責任者が諸要件から判断して商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者については、受託の拒否または取引の制限をすることがある。
- 6 商品先物取引適格者として取引を開始した者であっても、委託者から本条に該当するに至った事実の申し出があった場合には、当該委託者に対して迅速に適切な措置を講ずることとする。
- 7 勧誘段階において、顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。

#### 【取引口座開設申込書による属性の把握】

第4条 商品先物取引に参加しようとする者からは、取引に対する主体性を確認するため受託に先立って取引口座開設申込書を徴収するものとする。

なお、取引口座開設申込書の記載事項については、次の通りとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先。
  - (2) 職業、勤務先名及び役職名。
  - (3) 資産及び収入の状況。
  - (4) 商品取引及び証券取引等の経験の有無。
  - (5) その他必要と認められる事項。
- 2 商品先物取引を行おうとする顧客に対し、投資可能資金額とは、損失を被っても生活に支障のない範囲の資金であって、かつ損失を被った場合には、当該損失額を控除した金額を投資可能資金額とする旨を事前に説明し、理解してもらったうえで申告を受けるものとする。
- 3 取引口座開設申込書及び次条の顧客カードは、総括管理責任者のもとに備え付けるものとする。

#### 【顧客カードの作成】

第5条 担当外務員は、適正な顧客管理を行うため、取引口座開設申込書の記載内容に基づき、顧客カードを作成するものとする。

- 2 顧客カードは、第4条第1項に掲げるもののほか、顧客から提供された顧客管理に必要と認められる事項を記載し、第10条第2項の管理責任者に提出する。また、その記載内容に変更があった場合においては、その都度、更新するよう努めるものとする。

#### 【勧誘の際の説明義務】

第6条 商品先物取引の勧誘及び受託に際しては、常に顧客の意思を尊重するとともに、次に掲げる事項を励行することとする。

- (1) 勧誘に際しては、顧客に対し、次に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘しないこと。

ただし、顧客による事前の指示又は承諾に基づく場合は、この限りでない。

迷惑な時間帯（原則として午後9時から午前8時まで）に、電話又は訪問による勧誘を行うこと

顧客の意思に反して、長時間にわたる勧誘を行うこと

顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと

顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行うこと

- (2) 勧誘に先立ち、顧客に対し自己の商号及び商品先物取引の勧誘であることを告げた上でそ

の勧誘を受ける意思の有無を確認し業務日誌に記載すること。

(3)商品先物取引の委託の勧誘に際し、その委託を行わない旨の明確な意思(その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の明確な意思を含む。)を表示した顧客に対しては、その勧誘を行わないこと。(明確な意思の表示とは、顧客が当社の営業部、管理監査部等に電話又は文書等にて、勧誘を受ける意思がないことを表示した場合、あるいは外務員に対して勧誘されるのが迷惑であると明示した場合をいう。)

(4)前各号により顧客が委託の勧誘若しくは委託を行わない旨の明確な意思を表示した場合においては、直ちにその勧誘等を中止するとともに、当該顧客に対し再度勧誘を行うことのないよう所要の措置を講ずるものとする。

2 顧客が委託の勧誘を受けることを表明したときは、「商品先物取引 委託のガイドー」を交付し、その記載内容について詳しく説明するとともに、特に下記に掲げる事項について理解をした旨の書面(確認書)の差し入れを受けるものとする。

総取引金額の10~30分の1程度の取引証拠金等で行うハイリスク・ハイリターンな取引であること

預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が生じるおそれがあること

3 前項の理解の確認後、次の事項について説明し、理解を得たうえで、書面(確認書)の差し入れを受けるものとし、自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚を促したのち参加を求めることとする。

取引証拠金等に関する事項

委託手数料に関する事項

禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨に関する事項

その他省令第104条に定める事項

商品先物取引の仕組み(差金決済等)

損益計算の具体例

その他、重要と認められる事項

4 顧客の理解が未だ不十分と認められる場合には、再度商品先物取引を行うことに必要な重要事項について説明し、その事項について理解したことを確認した上で、参加を求めるものとする。この場合において、当該顧客から理解した旨の確認書面の差し入れを受けるものとする。

#### 【適合性の審査及び受託の適否の決定等】

第7条 新たに商品先物取引を行おうとする顧客の適合性の審査及び受託の適否の判断につき、次の通り定めるものとする。

(1) 顧客審査部(第10条2項に規定)は、取引口座開設申込書の記載内容等により顧客の適合性を審査する。

(2) 顧客審査部は、取引口座開設申込書の差し入れ後において、顧客に対し、取引に必要な理解度等の調査を行う。なお、顧客審査部の審査の内容は次のとおりとする。

取引金額に比較して少額の取引証拠金で取引するものであること

取引証拠金等の額を超える損失が生じるおそれがあること

投資可能資金額は、損失をしても生活に支障のない余裕資金の範囲内で記入し、借入金ではないこと

#### その他必要と思われる事項

- (3) 顧客審査部長は、取引口座開設申込書及び審査内容をもとに受託の適否を審査し、受託の適否の最終決定を行う。
- (4) 外務員は、顧客審査部長による適合性の審査を経た後に約諾書の差し入れを受けるものとし、適合性の審査の前に約諾書の徴収、取引証拠金等の受け入れ及び取引の受託を行ってはならない。
- (5) 顧客審査部長による受託の適否の判断が困難と認められる場合にあっては、総括管理責任者がその判断を行うものとする。
- (6) 顧客審査部は、審査過程において顧客が適合性を有しないと判断した場合には、その旨を担当外務員又は顧客に通知するとともに、直ちに勧誘を中止するものとする。
- (7) 顧客審査部は、受託の適否の判断根拠に係る記録を作成するとともに、その記録を3年間保存するものとする。

#### 【商品先物取引等未経験者の保護育成措置】

第8条 商品先物取引を行うにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験のない委託者については、当該委託者が初めて建玉をした日から3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。過去一定期間以上とは、直近の3年以内に延べ90日間以上を目安とする。

- (1) 委託者に対し、第6条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 商品先物取引を行うにあたっては、特に取引追証拠金及び損失の発生についての理解を求め余裕資金を保持した取引を勧めるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 習熟期間中の委託者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮のうえ、相応の資金量の範囲内において行うものとする。この場合において、習熟期間中の委託者の資金量の取扱いについては、別に定める「商品先物取引等の経験がない新たな委託者からの受託に関する取扱い要領」によるものとする。
- (4) 習熟期間中の委託者について、商品先物取引に対する理解度についてのアンケート調査を行い、未だ理解が十分でないと思われる委託者については、管理担当班の訪問説明又は資料の送付等により理解を求める等の適切な措置を講ずること。

#### 【取引記録の保存】

第9条 担当外務員は、委託者の取引指示に関して、当該委託者の意思を確認するとともに、その取引の執行の内容を業務日誌または管理者日誌に明確に記録し保存するものとする。

#### 【管理担当班の設置】

第10条 受託業務に関する責任の所在の明確化を図るため、本店及び従たる営業所に管理担当班を設置するものとする。

- 2 受託業務に係る総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、本店に総括管理責任者、副総括管理責任者及び顧客審査部を置くものとし、従たる営業所に管理責任者及び副管理責任者を置くものとする。

なお、副総括管理責任者については、本店以外に置くこともある。

3 総括管理責任者、副総括管理責任者、顧客審査部責任者、管理責任者及び副管理責任者は次のとおりとする。

- (1) 総括管理責任者は管理担当取締役とする。
- (2) 副総括管理責任者は管理監査部の上席者とし、総括管理責任者が不在のときは、副総括管理責任者がその職務を代行する。
- (3) 顧客審査部の責任者は、部長職とする。なお、責任者が不在の時は、総括管理責任者、副総括管理責任者及び管理監査部長がその職務を代行することができる。
- (4) 管理責任者は、取締役が統括する支社・店にあっては当該取締役、その他の支社・店にあってはその責任者とする。また副管理責任者は、事務部門の相応の役職者とし、管理責任者が不在のときは、その職務を代行する。

4 管理監査部は、総括管理責任者及び副総括管理責任者を補佐し、顧客審査部責任者、管理責任者及び副管理責任者との連絡調整を行うものとする。

#### 【管理担当班の職務】

第11条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 商品先物取引の委託の勧誘を受けないこと及びその委託を行わないことを表明した顧客に対する勧誘の抑制措置。
- (2) 顧客審査部による適合性の審査及び受託の適否の決定。
- (3) 顧客管理のための「顧客カード」の整備。(変更を含む。)
- (4) 委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制。
- (5) 管理責任者による登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の把握及び営業部門に対する指導並びに取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置。
- (6) 外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
- (7) 個人情報保護法に基づく顧客情報等の保護に必要な措置。
- (8) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応。
- (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置。
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
- (11) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。

#### 【不正資金の流入防止】

第12条 委託者の横領等による不正資金の流入を防止するために、次の管理措置を講ずるものとする。

- (1) 公金出納取扱者、金融機関等において他人の金銭・有価証券を取扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取扱っている者からの受託にあたっては、自己の資金で取引することを明記した書面を徴収するものとする。
- (2) 当該委託者からの入出金差引金額が一定の基準(3,000万円)を超えることとなった場合には、管理監査部が直接当該委託者に面談し、出資金に関する確認を行うものとする。
- (3) 上記において、自己の資金でないことが判明した場合には、追加の入金を断るとともに、

既存の建玉を速やかに決済するよう当該委託者に要請する。

- (4) 不正資金流入のための調査をしたときは、その調査項目、調査内容、調査結果及び調査結果に基づく措置等について、記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

【取引本証拠金の額等に係る措置】

第13条 取引本証拠金の額等は、別表に定めるものとする。

- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

【委託手数料の額等】

第14条 委託手数料の額は、別表に定めるものとする。

- 2 委託手数料の額等に係る社内責任者は総括管理責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

【顧客情報の保護】

第15条 取引口座開設申込書及び顧客カードに記載された事項並びに委託の勧誘にあたり顧客から提供を受けた情報については、個人情報保護法の規定により漏洩防止に努めるものとする。

【受託業務における禁止行為】

第16条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び受託業務に関する規則(日本商品先物取引協会)に定める禁止規定を遵守する。

【違反者に対する制裁】

第17条 本規則または第16条に掲げる「受託業務における禁止行為」を行った者に対しては、就業規則第58条(制裁事項)第59条(制裁の種類及び程度)第60条(懲戒解雇)第61条(管理監督責任)及び第62条(損害賠償)の規定に従い制裁する。

【日本商品先物取引協会への届出】

第18条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。また、本規則を改正したときも同様とする。

【付 則】

- 1 本規則は、平成10年9月1日から実施する。  
2 本規則実施前に初回建玉をした習熟期間中の委託者の取り扱いについては、旧規則の定めるところによる。

【付 則】

本規則第6条及び第13条の変更は平成11年4月1日から、第9条第2項の変更は、平成12年1月12日から実施する。

【付 則】

本規則第3条第1項の変更は、平成12年4月1日から実施する。

【付 則】

本規則第5条第1項及び第2項の変更は、平成13年3月5日から実施する。

【付 則】

本規則第11条の変更は、平成15年2月3日から実施する。

【付 則】

本規則第12条の追加及び条番号の変更は、平成15年6月6日から実施する。

【付 則】

本規則第7条の追加及び条番号の変更は、平成17年4月1日から実施する。

【付 則】

本規則は、平成17年5月1日に改定し実施する。

【付 則】

本規則は、一部改定し、平成17年8月22日から実施する。

## 商品先物取引等の経験がない新たな委託者からの受託に関する取扱い要領

受託業務管理規則第8条に基づき、商品先物取引等の経験のない新たな委託者からの取引の受託にあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の理解度、資力等を考慮の上、相応の額の範囲内において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

商品先物取引等の経験がない新たな委託者から預託を受ける取引本証拠金等の額は、委託者が投資可能資金額として申告した金額の1/3となる水準（基準額）とする。ただし、この基準額には、取引追証拠金、取引臨時増証拠金等は含まないものとする。

委託者が、上記の基準額を超える取引を希望する場合にあっては、商品先物取引未経験者を保護するための取引量の制限措置が設けられていること及び制限措置の例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を得るとともに、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した場合に限り、総括管理責任者が可否を判断するものとする。

委託者から投資可能資金額を変更したい旨の申し出があった場合には、総括管理責任者が審査をし、妥当と判断する範囲において認めるものとする。

この場合の審査と要件は、受託業務管理規則第3条第3項に定める。

### 【付 則】

この取扱い要領は、平成10年9月1日から実施する。

【付 則】中部商品取引所石油市場の特例（削除）

【付 則】関西商品取引所水産物市場の特例（削除）

【付 則】福岡商品取引所農産物市場大豆ミールの特例（削除）

### 【付 則】

本取扱い要領は、平成17年5月1日に改定し実施する。

### 【付 則】

本取扱い要領は、一部改定し、平成17年8月22日から実施する。

外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
487名	73名	226名	334名

委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,992名	1,699名	1,502名

苦情・紛争に関する事項

平成18年度中においては、取引内容や担当外務員に対する不満などから日本商品先物取引協会に7件(苦情4件、紛争3件)の申出があったほか、当社お客様相談室に119件の苦情相談がありました。うち101件(苦情100件、紛争1件)は円満に解決し、残り25件(苦情23件、紛争2件)についても現在委託者と誠意をもって解決に向け話し合いを行っています。

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	2	2			
取引に係るもの	86	73	2		11
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの	35	23			12
合計	123	98	2		23

(注) 1. 「苦情」とは 受託等業務に関し、委託者が当社に対して異議、不平、不満等を表明したものの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。

2. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決できなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの	3	1			2
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	3	1			2

- (注) 1. 「紛争」とは 受託等業務に関し、委託者が当社に対して異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

#### 訴訟に関する事項

##### (1) 平成18年度中の係争

平成18年度中における訴訟は、委託者が取引差損金の支払いを求める等当社に対して訴訟を提起したもの及び当社が委託者を相手方として提訴したもの13件、前年度から繰り越したものの18件です。

訴訟件数	判 決	和 解	取下げ	係 争 中
13件 (31件)	0件	7件 (20件)	1件 (1件)	5件 (10件)

( )内は、前年度からの繰り越しを含む合計件数です。

## 3. 経理の状況

## 貸借対照表

貸借対照表  
(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
【流動資産】	【 7,413,123 】	【流動負債】	【 4,504,029 】
現金・預金	2,785,147	1年以内返済長期借入金	149,097
預託金	142,500	未払法人税等	14,770
委託者未収金	168,068	繰延税金負債	187
商 品	133	預り証拠金(現金)	3,663,367
前払費用	4,639	預り証拠金(有価証券)	306,409
保管有価証券	306,409	商品取引受託業務に係る預り金(現金)	141,318
差入保証金	2,800,000	未払金	80,602
委託者先物取引差金	1,124,016	未払費用	90,588
未収入金	59,186	前受金	3,300
仮払金	1,404	預り金	45,091
未収収益	55,340	前受収益	9,300
貸倒引当金( )	33,719		
		【固定負債】	【 740,503 】
【固定資産】	【 5,556,740 】	長期借入金	647,768
(有形固定資産)	( 3,575,377 )	長期預り金	92,735
建築物	1,879,543		
構築物	90,642	【引当金】	【 64,080 】
車両	22,158	商品取引責任準備金	64,080
器具及び備品	175,719	(商品取引 所法第221条)	
土地	1,407,315		
(無形固定資産)	( 45,259 )	負債合計	5,308,612
営業権	13,040		
ソフトウェア	2,342	[純資産の部]	
電話加入権	27,353	【株主資本】	【 7,665,334 】
その他無形固定資産	2,524	(資本金)	( 1,000,000 )
(投資その他の資産)	( 1,936,104 )	(利益剰余金)	( 6,874,528 )
投資有価証券	95,327	利益準備金	250,000
出資金	113,760	その他利益剰余金	
長期未収債権	72,003	別途積立金	6,000,000
長期差入保証金	740,310	繰越利益剰余金	624,528
長期前払費用	3,998		
繰延税金資産	738,958	(自己株式)	( 209,194 )
ゴルフ会員権	27,258		
保険積立金	201,194	【評価・換算差額等】	【 1,266 】
貸倒引当金( )	56,704	その他有価証券評価差額金	1,266
【繰延資産】	【 5,349 】		
		純資産合計	7,666,600
資産合計	12,975,212	負債・純資産合計	12,975,212

損益計算書

損益計算書

自平成18年04月01日

至平成19年03月31日

(単位：千円)

科 目		金	額	
経	営業収益		7,277,971	
	営業	受取手数料	5,539,312	
	損	売買損益	1,449,372	
	益	その他の営業収益	289,287	
		営業費用		7,019,187
	販売費及び一般管理費	7,019,187		
常	営業利益		258,784	
損	営業外収益		366,763	
	受取利息及び割引料	2,499		
	受取配当金	52,497		
	営業	有価証券評価損戻入	5,287	
	外	受取保険金	200,023	
	損	その他の営業外収益	106,457	
	益	営業外費用		53,166
		支払利息及び割引料	19,385	
		有価証券売却損	27,773	
		その他の営業外費用	6,008	
	経常利益		572,381	
	特別利益		396,199	
	貸倒引当金戻入	6,699		
	商品取引責任準備金戻入	357,304		
	固定資産売却益	31,708		
	その他の特別利益	488		
	特別損失		127,046	
	固定資産売却除却損	14,494		
	加入金等償却	60,032		
	退職金	46,236		
	ゴルフ会員権評価損	5,764		
	その他の特別損失	520		
	税引前当期純利益金額		841,534	
	法人税・住民税及び事業税	2,916		
	法人税等調整額	326,418		
	当期純利益金額		512,200	

## 株主資本等変動計算書

## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 18 年 4 月 1 日

至 平成 19 年 3 月 31 日

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	利 益 剩 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		利益準備金	その他の利益剰余金		利益剰余金 合 計		
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
前期末残高	1,000,000	250,000	7,300,000	1,187,672	6,362,328	0	7,362,328
当期変動額							
別途積立金取崩			1,300,000	1,300,000	0		0
当期純利益				512,200	512,200		512,200
自己株式の取得						209,194	209,194
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							0
当期中の変動額合計	0	0	1,300,000	1,812,200	512,200	209,194	303,006
当期末残高	1,000,000	250,000	6,000,000	624,528	6,874,528	209,194	7,665,334

	評価・換算差額金		純資産額合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前期末残高	24,960	24,960	7,387,288
当期変動額			
別途積立金取崩			0
当期純利益			512,200
自己株式の取得			209,194
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	23,694	23,694	23,694
当期中の変動額合計	23,694	23,694	279,312
当期末残高	1,266	1,266	7,666,600

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### 自己所有有価証券

金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用し、次の通り有価証券を評価しております。

##### その他の有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は、評価損として費用計上するとともに、一部資本直入法により評価益については資本の部に計上しております。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法又は償却原価法

##### 保管有価証券

商品取引所法施行規則第39条の規定により(株)日本商品清算機構が定める充用価格

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品・・・個別法による原価法によっています。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・法人税法の規定による定率法によっています。

但し、建物(建物付属設備を除く)については法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降の取得分については、定額法によっています。

無形固定資産・・・営業権・・・5年の均等償却によっています。

ソフトウェア・・・社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

その他・・・法人税の定める定額法によっております。

#### (4) 繰延資産の処理方法・・・繰延資産は、電算機ソフトウェア負担金等であり、法人税法の定める期間により定額法によって行っています。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるために委託者未収金については、一般債権、貸倒懸念債権、破産更正債権に分類し、預り証拠金等により保全されていない債権につき、全額貸倒引当金を計上しております。又、ゴルフ会員権預託金については、時価を超える部分につき貸倒引当金を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付金に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

今期末は、年金資産(1,282,221千円)が退職給付債務

(844,081千円)を上回っている為、退職給付引当金は計上されておられません。

又、全国商品取引業厚生年金基金加入部分(複数事業主制度)については、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算する事が出来ない為、年金への要拠出額を退職給付費用として計上しております。

年金資産の全体額は81,340,039千円であり、制度加入人員(平成19年3月末日)により按分計算すると、当社の年金資金相当額は2,940,410千円であります。

商品取引責任準備金・商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、施行規則に定める額を計上しております。

#### (6)営業収益の計上基準

##### 受取手数料

商品先物取引の受取手数料は「商品先物取引業統一経理基準」を適用し、商品取引所における約定日に計上しております。

##### 売買損益(商品先物取引損益)

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております

#### (7)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、貸借対照表に計上した固定資産の他、リースにより使用している固定資産として、コンピュータ及び事務用機器等があります。

#### (8)その他財務諸表作成の為の重要な事項

##### 消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。控除対象外消費税(6,007千円)は当年度の期間費用(営業外費用)として処理しております。

### 貸借対照表等に関する注記

#### (1)会計処理の変更

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は7,666,599千円であります。

(2)有形固定資産の減価償却累計額 1,218,421千円

(3)貸借対照表に計上した固定資産の他、リースにより使用している固定資産として、コンピュータ及び事務用機器等があります。

#### (4)担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

##### 担保に供している資産

定期預金	250,000 千円
預託金	142,500 千円
建物	1,263,934 千円
土地	1,019,341 千円
合計	2,675,775 千円

##### 対応する債務の内訳

・長期借入金（1年以内返済予定額含む）	796,864 千円
・商品取引所法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額	500,000 千円
・商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく日本商品委託者保護基金による代位弁済委託契約額	570,000 千円

#### ロ)預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

・保管有価証券	286,299 千円
---------	------------

#### ハ)分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は161,345千円であります。なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は570,000千円であります。

(5)委託者未収金のうち、無担保のものは、78,785千円であり、発生から1年を経過しているものは、45,066千円であります。なお、投資その他の資産の部に計上されているものは、72,002千円であります。

(6)商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。

(7)委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

#### (8)税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

##### イ)繰延税金資産

###### (流動の部)

未払事業税・未払事業所税	8,461 千円
委託者未収金貸倒引当金	13,487 千円
繰延税金資産合計	21,948 千円

###### (固定の部)

商品取引責任準備金	25,553 千円
ゴルフ会員権貸倒引当金	4,655 千円

ゴルフ会員権評価損	4,488 千円
減損損失計上額	365,043 千円
委託者未収金等貸倒引当金	18,027 千円
繰越欠損金	321,957 千円
繰延税金資産合計	739,801 千円

ロ) 繰延税金負債

(流動の部)	
未収収益計上額	22,136 千円
繰延税金負債合計	22,136 千円
(固定の部)	
投資有価証券評価差額	844 千円
繰延税金負債合計	844 千円

法定実行税率と税効果会計適用後の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳は次の通りです。

法定実行税率	40.38%
住民税均等割	0.34%
交際費損金不算入	0.82%
受取配当金益金不算入	3.09%
その他	0.68%
税効果会計適用後の負担率	39.13%

・ 損益計算書に関する注記

(1) 受取手数料の内訳

商品先物取引	5,539,312 千円
オプション取引	- 千円
商品ファンド	- 千円
合 計	5,539,312 千円

(2) 買損益の内訳

商品先物決済損益	1,404,723 千円
商品先物評価損益	39,827 千円
商品売買損益	4,822 千円
合 計	1,449,372 千円

・ 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式	1,585,749 株	0 株	0 株	1,585,749 株

発行済株式は全て普通株式であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式	0株	104,597株	0株	104,597株

(3) 当期事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません

(4) 当期事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当ありません

(5) 新株予約権に関する事項

該当ありません

(6) 一株当りの情報

1株当りの純資産額 5,176円10銭

(注：期末の普通株式の数1,481,152株で計算しております。)

1株当りの当期純利益 330円65銭

(注：普通株式の期中の平均株式数1,549,033株で計算しております。)

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

財務比率

諸	項	目	比	率
(a)純資産額規制比率	[純資産額 / リスク額 × 100]			557%
(b)純資産額資本金比率	[純資産額 / 資本金額 × 100]			772%
(c)自己資本資本金比率	[自己資本 / 資本金額 × 100]			766%
(d)自己資本比率	[自己資本 / 総資産額 × 100]			59%
(e)修正自己資本比率	[自己資本 / 総資産額 × 100] *1			76%
(f)負債比率	[負債合計額 / 純資産額 × 100]			67%
(g)流動比率	[流動資産額 / 流動負債額 × 100]			164%

\* 1 「総資産額」は委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。